

セントビンセント入国に際する検疫措置等の更新

7月21日、セントビンセント政府は、現在実施中の同国入国者に対する、新型コロナウイルスの検査・検疫措置を以下のとおり更新しました。

1 検査及び検疫措置（米国からの渡航者を除く）

（1）同国に入国する渡航者は、到着5日前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。同証明書がない場合は到着時にPCR検査が課される。

（2）航空機により到着した全ての渡航者は、同じフライトで到着した全ての渡航者のPCR検査結果が出るまで、少なくとも24時間の検疫措置となる。

2 検査及び検疫措置（米国からの渡航者）

（1）乗り継ぎを含め、米国発の商用機で到着する全ての渡航者は、到着時にPCR検査陰性証明書及び観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設での5日間分の滞在予約証明書を保持する必要がある。

（2）全ての渡航者は、上記宿泊施設で5日間の検疫措置となる。同施設での検疫措置解除前には、新型コロナウイルス検査が実施され、その後、認可された自宅あるいは宿泊施設で、保健当局の判断により、9日から16日間の検疫措置となる。

3 船舶により到着する渡航者

（1）到着3日から5日前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する全ての渡航者は、検疫措置の対象とはならない。

（2）全ての渡航者は、14日間の体温検査が要請され、発熱の症状がある際は、地方保健局に通報する必要がある。

（3）PCR検査が陽性の場合は、認可された宿泊施設で、渡航者負担により14日間の隔離措置となる。

なお、7月末までの上記措置等の結果を踏まえ、8月1日からの第2段階目の規制措置が決定されます。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント保健省 HP

<http://health.gov.vc/health/index.php/c>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5HayesStreet, St. Clair, PortofSpain, TrinidadandTobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。